官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○サンプリング補助者講習規程（厚生労働二九三）　一
○計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を指定する件（経済産業一〇〇）　二
〔その他告示〕
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三四）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同三五）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三六）　三
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁一一）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務六八）　四
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二一四～二一六、二一八、二一九）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二一七）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一〇五）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　法務省　財務省
最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第百十六号）による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十一条の十二第一項第二号の規定に基づき、サンプリング補助者講習規程を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年八月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

サンプリング補助者講習規程

（講習科目の範囲及び時間）

第一条　作業環境測定法施行規則第三条の五に規定するサンプリング補助者講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
化学物質管理概論	化学物質管理の概要	三十分
個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	三十分
サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	三時間
労働衛生関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）、作業環境測定法施行規則及び粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項	三十分

2　サンプリング補助者講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	一時間三十分

（修了試験）

第二条　サンプリング補助者講習においては、修了試験を行うものとする。

2　前項の修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3　前項の学科試験は、前条第一項の講習科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

4　第二項の実技試験は、前条第二項の講習科目について行う。

（細目）

第三条　前二条に定めるもののほか、サンプリング補助者講習の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

○経済産業省告示第百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十六号の規定に基づき告示する。

なお、平成二十七年経済産業省告示第六十七号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第六十八号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第六十九号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十一号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第七十八号（計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定の全部を改正する件）、平成二十七年経済産業省告示第二百三十六号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件）、令和元年経済産業省告示第四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を指定した件）、令和元年経済産業省告示第五号（計量法第百三十四条第三項及び第四項の規定により、特定標準器等の指定を取り消した件）、令和四年経済産業省告示第百六十号（計量法第百三十四条第四項の規定に基づく同条第二項の指定に係る計量器の指定の取消しに関する件）は廃止する。

令和八年八月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

計量法第百三十四条第一項及び第二項の規定に基づく特定標準器等及び特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置の指定

1　計量法（以下「法」という。）第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、次のとおりとする。

一　光周波数コム装置、標準分銅群、温度定点群実現装置、単結晶シリコン球体、実荷重式、こうかん式及び油圧式力標準機群、光波干渉式標準圧力計、気体流量校正設備、液体流量校正設備、気体流速校正設備、ジョセフソン効果電圧測定装置、量子ホール効果抵抗測定装置、交流電圧用及び交流電流用交直変換器、交直差測定装置、サーミスタ式電圧測定装置、カロリーメータ方式電力測定装置、カロリーメータ方式レーザパワー測定装置、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置、分光放射輝度照度測定装置、標準マイクロホン音圧相互校正装置、レーザ干渉式振動測定装置、放射能絶対測定装置群、平行平板型自由空気電離箱式照射線量設定装置、グラファイト壁空洞電離箱式照射線量設定装置、グラファイトカロリーメータ、外挿電離箱、速中性子フルエンス絶対測定装置群、熱中性子フルエンス絶対測定装置、中性子放出率基準測定装置、密封小線源カーマ率設定装置、ロックウエル硬さ標準機、ビッカース硬さ標準機、標準湿度発生装置群、キャパシタンス測定装置、角度測定装置、高周波雑音測定装置、高周波減衰量測定装置、標準エアライン群、標準終端器群、標準アンテナ群、トルク標準機群、中真空標準装置、交流抵抗測定装置、交流電流比校正装置、誘導分圧器校正装置、光減衰量測定装置並びに石油流量校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

二　協定世界時に同期した原子時計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの又は国立研究開発法人情報通信研究機構が保管するもの

三　電力電力量校正装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの

2　法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する標準物質を製造するための器具、機械又は装置として経済産業大臣が指定するものは、次のとおりとする。

一　熱量標準安息香酸を製造するための精密天びん及び精密熱量測定装置であって、一般財団法人日本品質保証機構が保管するもの

二　標準ガス又は標準液を製造するための標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置、標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの

3　法第百三十四条第二項に規定する特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの（以下「特定副標準器」という。）として経済産業大臣が指定するものは、次の表の上欄に掲げる特定標準器に応じ同表の下欄に掲げる特定副標準器とする。

特定標準器	特定副標準器
温度定点群実現装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	温度計校正用の水の三重点実現装置、水銀点実現装置、スズ点実現装置及び亜鉛点実現装置並びに放射温度計校正用の亜鉛点実現装置、アルミニウム点実現装置、銀点実現装置及び単色放射温度計であって、日本電気計器検定所が保管するもの
光波干渉式標準圧力計であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	ピストン式一次圧力標準器群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	電圧発生装置、電圧比測定装置及び標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
量子ホール効果抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	標準抵抗器及び抵抗比測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器及び自己校正測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	単平面型光度標準電球、単平面型照度標準電球及び照度応答度標準受光器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置及び配光測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	全光束標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	分光放射照度標準電球及び単平面型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

その他告示

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年七月十三日付けをもって次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K26―6	ＷＨＩＬＬ　Ｍｏｄｅｌ　Ｃ　Ｌｉｔｅ 11―15000―0	ＷＨＩＬＬ株式会社 東京都品川区東品川２丁目１―11 ハーバープレミアムビル　２Ｆ

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年七月十三日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26―49	電動アシスト自転車 ＤＹＳ２	Xianyou Fanmeibei Trading Co., Ltd. Room 608, 4th Floor, Building 1, No. 288 Xiang' an North Street, LinanTown, Xianyou County, Fujian Province
交　N26―50	電動アシスト自転車 ＤＹ2005	Xiamen Junzhiya Trading Co., Ltd. Room 1907, 19th Floor, No. 16, Gaoxiong Road, Guanyinshan, Siming District, Xiamen
交　N26―51	電動アシスト自転車 ＤＹ2008	Xiamen Yeqing Moxiang E―commerce Co., Ltd. 1202―2―4, No. 3, Xixishanwei Road, Phase III, Xiamen Torch High―tech Zone Software Park
交　N26―52	ブリヂストンアシスタ Ｂ84	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―53	ブリヂストンアシスタ Ｂ86	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―54	ＭｏＦ ＭｏＦ―001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１―12―１　渋谷マークシティウエスト20階
交　N26―55	電動アシスト自転車 ＤＹ007	Xiamen Junyisheng E―Commerce Co., Ltd. Unit 2, 1202―2, No. 3, Xixishanwei Road, Software Park Phase III, Xiamen Torch High―Tech Industrial Development Zone
交　N26―56	Ｈéｒｉｓｓｏｎ―ｖéｌｏ ＴＪＨＶ―01	株式会社宝島社 東京都千代田区一番町25番地
交　N26―57	ガクチャリ ＫＬ―ＧＡＡＦＡＴ077.８	株式会社エンドウ商事 鳥取県米子市両三柳5065
交　N26―58	丸石アシスト ＡＳＡＬ263ＡＮ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684―１
交　N26―59	ｅｖｏｌ　Ｂｅｌｅｇ ＥＢＥ66Ａ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号
交　N26―60	ｅｖｏｌ　ｃｏｎｆｉｄｅｎｃｅ ＥＣＤ76Ａ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号
交　N26―61	ＴＨＥ　ＯＮＥ ＴＯＢ16Ａ	ＴＨＥ　ＯＮＥ株式会社 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１―５　南沖ＴＯビル301
交　N26―62	電動アシスト自転車　006ＨＺ 006ＨＺ	Xiamen Dianyue Technology Co., Ltd. Room 601, No. 32―5 Xinyuan Road, Jimei District, Xiamen City
交　N26―63	ｅＸｓ　Ｓｔｒｅｅｔ ＥＸＳ―ＳＴＲＥＥＴ	株式会社カスタムジャパン 大阪府大阪市中央区日本橋２―９―16　日本橋センタービル６階
交　N26―64	ＬＡＳＩＱＵＥ ＮＭ25ＮＢ３―11	株式会社椿本チエイン 大阪府大阪市北区中之島３―３―３　中之島三井ビルディング
交　N26―65	エナシスＵ　24 ＡＳＫＥＮＵ４―Ｓ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３―11―４
交　N26―66	エナシスＵ　26 ＡＳＫＥＮＵ６―Ｓ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３―11―４

○国家公安委員会告示第三十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年七月十三日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年八月七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A26―47	電動アシスト自転車 ＤＹＳ２	Xianyou Fanmeibei Trading Co., Ltd. Room 608, 4th Floor, Building 1, No. 288 Xiang' an North Street, LinanTown, Xianyou County, Fujian Province

交　A26—48	電動アシスト自転車 ＤＹ2005	Xiamen Junzhiya Trading Co., Ltd. Room 1907, 19th Floor, No. 16, Gaoxiong Road, Guanyinshan, Siming District, Xiamen
交　A26—49	電動アシスト自転車 ＤＹ2008	Xiamen Yeqing Moxiang E-commerce Co., Ltd. 1202—2—4, No. 3, Xixishanwei Road, Phase III, Xiamen Torch High-tech Zone Software Park
交　A26—50	ブリヂストンアシスタ Ｂ84	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26—51	ブリヂストンアシスタ Ｂ86	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26—52	ＭｏＦ ＭｏＦ—001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１—12—１　渋谷マークシティウエスト20階
交　A26—53	電動アシスト自転車 ＤＹ007	Xiamen Junyisheng E-Commerce Co., Ltd. Unit 2, 1202—2, No. 3, Xixishanwei Road, Software Park Phase III, Xiamen Torch High-Tech Industrial Development Zone
交　A26—54	Ｈéｒｉｓｓｏｎ—ｖéｌｏ ＴＪＨＶ—01	株式会社宝島社 東京都千代田区一番町25番地
交　A26—55	ガクチャリ ＫＬ—ＧＡＡＦＡＴ077．８	株式会社エンヴウ商事 鳥取県米子市両三柳5065
交　A26—56	丸石アシスト ＡＳＡＬ263ＡＮ	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684—１
交　A26—57	ｅｖｏｌ　Ｂｅｌｅｇ ＥＢＥ66Ａ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号
交　A26—58	ｅｖｏｌ　ｃｏｎｆｉｄｅｎｃｅ ＥＣＤ76Ａ	アサヒサイクル株式会社 大阪府堺市美原区木材通４丁目１番地11号
交　A26—59	ＴＨＥ　ＯＮＥ ＴＯＢ16Ａ	ＴＨＥ　ＯＮＥ株式会社 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１—５　南沖ＴＯビル301
交　A26—60	電動アシスト自転車　006ＨＺ 006ＨＺ	Xiamen Dianyue Technology Co., Ltd. Room 601, No. 32—５ Xinyuan Road, Jimei District, Xiamen City
交　A26—61	ｅＸｓ　Ｓｔｒｅｅｔ ＥＸＳ—ＳＴＲＥＥＴ	株式会社カスタムジャパン 大阪府大阪市中央区日本橋２—９—16　日本橋センタービル６階
交　A26—62	ＬＡＳＩＱＵＥ ＮＭ25ＮＢ３—11	株式会社椿本チエイン 大阪府大阪市北区中之島３—３—３　中之島三井ビルディング
交　A26—63	ヒナシスＵ　24 ＡＳＫＥＮＵ４—Ｓ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３—11—４
交　A26—64	ヒナシスＵ　26 ＡＳＫＥＮＵ６—Ｓ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３—11—４

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年八月七日

消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

小宮大一郎

二　変更の日

令和八年八月一日

○法務省告示第六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

名称	所在地
［略］	［略］
札幌青葉鍼灸柔整専門学校	北海道
札幌つなぐ日本語学校	北海道
［略］	［略］

改正前

別表第一

名称	所在地
［同上］	［同上］
札幌青葉鍼灸柔整専門学校	北海道
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

［項を削る。］		
［略］	［略］	
［項を削る。］		
［略］	［略］	千葉県
松戸国際学院		
松山学園松山福祉専門学校日本語科		千葉県
［略］	［略］	東京都
ＩＣＡ国際会話学院　池袋校		東京都
ＩＣＡ国際会話学院　町田校		東京都
［略］	［略］	東京都
カイ日本語スクール		東京都
格致教育第二日本語学校		東京都
［略］	［略］	東京都
［項を削る。］		
［略］	［略］	大阪府
［項を削る。］		
［略］	［略］	大阪府
［項を削る。］		
［略］	［略］	大阪府
開成アカデミー日本語学校　大阪梅田校		大阪府
格致教育日本語学校　大阪校		大阪府
［略］	［略］	大阪府

明治アカデミー札幌校		北海道
［同上］	［同上］	千葉県
学校法人松山学園みやび国際学院		千葉県
［同上］	［同上］	千葉県
松戸国際学院		千葉県
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	東京都
ＩＣＡ国際会話学院　池袋校		東京都
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	東京都
カイ日本語スクール		東京都
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	東京都
東京外国語大学留学生日本語教育センター		東京都
［同上］	［同上］	東京都
東京三友国際学院		東京都
［同上］	［同上］	東京都
日東国際学院		東京都
［同上］	［同上］	東京都
和陽国際語学院		東京都
［同上］	［同上］	大阪府
開成アカデミー日本語学校　大阪梅田校		大阪府
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	大阪府

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
メロス言語学院	東京都
東京外国語大学留学生日本語教育センター	東京都
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
メロス言語学院	東京都
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

○財務省告示第二百十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　国庫短期証券（第1391回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,919,280,000,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で880,700,000,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　2,912,647,830,800円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　878,699,049,600円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　行　日	令和８年７月６日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円77銭２厘８毛
12　償　還　期　限	令和８年10月５日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年７月６日

○財務省告示第二百十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1392回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,700,080,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で799,900,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,686,236,055,600円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	795,796,513,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　行　日	令和８年７月10日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円48銭２厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円48銭７厘
12　償　還　期　限	令和９年１月12日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年７月10日

○財務省告示第二百十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1393回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,919,280,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で880,700,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,912,384,981,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	878,619,786,600円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日	令和８年７月13日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭３厘８毛
12　償還期限	令和８年10月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年７月13日

○財務省告示第二百十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月二十一日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1394回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,135,580,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で664,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,110,179,429,800円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	656,500,284,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日	令和８年７月21日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円80銭１厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円81銭１厘
12　償還期限	令和９年７月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年７月21日

○財務省告示第二百十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月二十一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1395回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,897,860,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で902,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,891,003,198,900円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	899,965,631,400円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　行　日	令和８年７月21日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭１厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円76銭３厘４毛
12　償　還　期　限	令和８年10月19日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年７月21日

○財務省告示第二百十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年七月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年八月七日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1396回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,969,180,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で830,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,961,865,178,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	828,752,908,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年７月27日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭９厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円75銭３厘６毛
12　償　還　期　限	令和８年10月26日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和８年７月27日

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日　　近畿地方整備局長　小林寛太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号大和郡山市大江町一五四番一から同市発志院町三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所	

供用開始の期日　令和八年八月七日

人事異動

内閣

国務大臣　林芳正

デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　林芳正

内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる

鈴木昭洋

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上八月五日）

（文部科学省国立教育政策研究所長）文部科学事務官　森田正信

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（八月五日）

内閣法制局

内閣法制局参事官（第二部）　門元政治

国土交通省に出向させる

（国土交通省大臣官房総務課企画官兼鉄道局兼大臣官房企画官兼大臣官房公共事業総括調整室兼大臣官房広報戦略広報官）　新田翔

内閣法制局参事官（第二部）に昇任させる

内閣法制局参事官（第四部）　堀和匡

農林水産省に出向させる

（農林水産省大臣官房政策課上席企画官兼大臣官房秘書課付）　小原啓吾

内閣法制局参事官（第四部）に昇任させる（以上七月三十一日）

（東京高等検察庁検事）検事　堀内　元城
内閣法制局参事官（第一部）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事兼
内閣法制局参事官（第一部）畑　佳秀
内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する
内閣法制局参事官（第四部）髙鹿　秀明
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省年金局資金運用課
長）厚生労働事務官　髙島　章好
内閣法制局参事官（第四部）に転任させる（以上
八月一日）
（東京高等検察庁検事兼総務主
幹）検事兼内閣法制局事務官　岡本　章
内閣法制局参事官（総務主幹）の併任を解除する
第一部憲法資料調査室長事務取扱を免ずる
（総務省大臣官房付）総務事務
官　戸梶　晃輔
内閣法制局事務官（総務主幹）に昇任させる
第一部憲法資料調査室長事務取扱を命ずる（以上
八月四日）
内閣法制局参事官（第一部）山田　勝士
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生
労働事務官　井上　裕介
内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる（以上
八月五日）
内閣法制局参事官（第一部）古渡　善幸
農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房政策課調
査官兼経営局金融調整課付）
農林水産事務官　宮部　大輝
内閣法制局参事官（第一部）に昇任させる（以上
八月六日）

法務省

検事兼法務事務官　清水　萌
令和八年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併
任する
併任の期間は令和八年十二月二十五日までとする
同　清水　萌
令和八年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
同　清水　萌
令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする
（以上八月三日）

○定年退官
山口区検察庁副検事永見義人は、検察庁法第二
十二条第一項の規定により八月四日限り定年退官

財務省

（東北財務局長）財務事務官　神谷　隆
大臣官房政策立案総括審議官を命ずる
（大臣官房会計課長）同　小平　武史
大臣官房公文書監理官を命ずる
（大臣官房参事官）同　渡邉　和紀
（大臣官房付）同　菅野　裕人
大臣官房審議官を命ずる（各通）
（同）同　高田　英樹
大臣官房参事官を命ずる
兼ねて大臣官房審議官を命ずる
（国際局局付）同　木原　大策
大臣官房参事官を命ずる
（内閣官房内閣審議官）内閣事
務官　関口　祐司
財務事務官に任命する
大臣官房審議官を命ずる
（大臣官房参事官兼大臣官房審
議官）財務事務官　中澤　正彦
横浜税関長を命ずる
大臣官房審議官兼務を免ずる
（大臣官房政策立案総括審議官
兼大臣官房審議官）同　湯下　敦史
内閣官房に出向させる
大臣官房審議官兼務を免ずる
（大臣官房審議官）同　渡辺　公徳
内閣官房に出向させる
（大臣官房公文書監理官）同　坂本　成範
復興庁に出向させる（以上八月一日）
（財務省関税局監視課長）財務
事務官　松田　真吾
（財務省関税局業務課長）同　中西　佳子
（経済産業省貿易経済安全保障
局貿易管理部貿易管理課長）
経済産業事務官　安倍　暢宏
第六十回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）
（財務省大臣官房付）財務事務
官　野田　恒平
（神戸税関長）同　井田　直樹
第六十回通関士試験試験委員の委嘱を解除する
（各通）（以上八月四日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　家令　和典
松戸簡易裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局審議官　坂口　亨
最高裁判所第一小法廷首席書
記官　有井　広光
最高裁判所第三小法廷首席書
記官　荒木　健二
最高裁判所訟廷首席書記官　早川　太
水戸地方裁判所事務局長　大沼　剛
千葉家庭裁判所事務局長　寺澤　英記
大阪高等裁判所刑事首席書記
官　安達　正広
名古屋高等裁判所刑事首席書
記官　南出　良仁
福岡高等裁判所事務局次長　花守　英二
宮崎地方裁判所事務局長兼宮
崎家庭裁判所事務局長　岩切　一恭
仙台高等裁判所事務局次長　高橋　慎也
札幌高等裁判所民事首席書記
官　堤　秀喜
高松高等裁判所事務局次長　白神　純一
辞職（各通）（以上七月三十日）
広島高等裁判所民事首席書記
官　冨永　正雄
辞職（七月三十一日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事岡田健は七月二十九日限
り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる
簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事羽生康博は七月二十九日限り定
年退官
○任期終了退官
簡易裁判所判事内藤智機は七月三十一日限り任
期終了

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年八月七日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
彦根市高宮町字南木瓜原一六一二番一から同市高宮町字樋ノ詰一七〇五番二まで	
東近江市五個荘簗瀬町字上川原一一番四地内	
近江八幡市馬淵町字道南一七三八番地内	

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和八年八月二十八日
(七) 図面縦覧場所
近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
朝来市山東町矢名瀬町字犬ノ馬場四九番から同市山東町矢名瀬町字下町四二二番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年八月二十八日

(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００３号
東京都港区虎ノ門２丁目１０番１号弁護士法人内田・鮫島法律事務所内
（申立時の本店）神奈川県川崎市川崎区殿町３丁目２５番２２号
清算株式会社　株式会社ナレッジパレット
代表清算人　　永島太郎
１　決定年月日　令和８年７月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和８年（ヒ）第３００３号
川崎市多摩区登戸３４８番地
清算株式会社　株式会社稲穂
代表清算人　　森満治
１　決定年月日　令和８年７月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和８年（ヒ）第２０４２号
東京都千代田区麹町四丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ジーオー株式会社
代表清算人　荻原光太郎
１　決定年月日　令和８年７月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２００２号
青森県八戸市大字寺横町１３番地
清算株式会社　株式会社新教育センター
代表清算人　細越　悦子
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

令和８年（ヒ）第１００４号
広島市安佐南区緑井六丁目１０番９号
清算株式会社　広発工業株式会社
代表清算人　村上知史
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１０号
静岡県浜松市中央区小豆餅三丁目１６番１６号
清算株式会社　株式会社林鐵治商店
代表清算人　林　大介
１　決定年月日　令和８年７月２２日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００６号
名古屋市熱田区沢上１丁目２番１２号
清算株式会社　　株式会社ハウジングアート
代表清算人　　丹羽圭樹（木全圭樹）
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に三菱ＵＦＪ銀行新瑞橋支店の普通預金口座の残額から必要な費用（清算確定申告費用１１万円を含む）を控除した金額を弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県松山市西垣生町1184番地６
清算株式会社　株式会社ファミリーケア
代表清算人　西原　温子
１　決定年月日　令和８年７月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
４　共益的債権及び優先債権の取り扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
松山地方裁判所民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和８年（ミ）第１号

神奈川県平塚市横内３７７４－２
更生会社　株式会社ミサワコーポレーション

１　議決権行使の方法
書面投票による行使

２　投票期間
令和８年７月２４日から令和８年８月２１日まで

３　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。

４　議決権不統一行使の通知期限
令和８年８月７日

東京地方裁判所民事第２０部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　五十六頁（号外第一六八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年八月七日

長野市北長池一六六七番地
（甲）炭平コーポレーション株式会社
代表取締役　鷲澤　幸一

長野県下高井郡野沢温泉村大字前坂八五四六番地一
（乙）有限会社宮崎商店
取締役　鷲澤　幸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　一二六頁（号外第一三九号）

令和八年八月七日

愛知県清須市西堀江二二八八番地
（甲）アイカ工業株式会社
代表取締役社長執行役員　海老原健治

兵庫県丹波市柏原町下小倉二〇九九番地一
（乙）崇広サービス株式会社
代表取締役社長　池田　和久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　二二四頁（号外第一六三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　二二三頁（号外第一六三号）

令和八年八月七日

愛知県岡崎市岡町字下野川二番地六
（甲）エスエスフード株式会社
代表取締役　服部　隆平

東京都中央区日本橋室町四丁目二番一七号ＤＫサンビル五階
（乙）有限会社共食
代表取締役　倉橋　淳仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一四六頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二六頁（号外第一五五号）

令和八年八月七日

名古屋市中区栄三丁目二七番二五号
（甲）株式会社水溪
代表取締役　水溪　哲也

東京都台東区上野三丁目一七番一一号コーワビル２三階
（乙）株式会社フォンテ・ドーロ・ジャパン
代表取締役　水溪　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十三日
掲載頁　八十一頁（号外第一〇六号）

令和八年八月七日

大阪市中央区淡路町一丁目六番一一号
（甲）株式会社イトーキ
代表取締役　湊　宏司

東京都中央区入船一丁目八番二号住友入船二号館
（乙）株式会社イトーキシェアードバリュー
代表取締役　小野寺重人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一二八頁（号外第一七三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　一五一頁（号外第一四七号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三十一日
掲載頁　一二八頁（号外第一七三号）

令和八年八月七日

岡山市南区西市一〇三番地四
（甲）暁電業株式会社
代表取締役　鎌田　正視

岡山市北区東古松五丁目六番二四号
（乙）八州電気工業株式会社
代表取締役　松岡　徹

岡山市北区十日市東町六番四九号
（丙）入船プラスチック工業株式会社
代表取締役　入船　佳樹

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

愛媛県西条市丹原町池田一六九八番地二

（甲）周桑学校生活協同組合

代表理事　杉野　学

愛媛県西条市楢木四五番地一

（乙）西条学校生活協同組合

代表理事　桧垣由紀子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hoosiers.co.jp

（乙）https://www.hoosiers.co.jp

令和八年八月七日

熊本市中央区水前寺二丁目一六番一一号

（甲）株式会社ホームステージ

代表取締役　受島　和広

福岡市中央区大名二丁目八番一七号

（乙）株式会社アーバンレジデンシャル

代表取締役　受島　和広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の栃木県下都賀郡壬生町大字羽生田字山崎二〇二七―一他における太陽光発電事業、栃木県栃木市大塚町字中川原三六一九―二他における太陽光発電事業、宮崎県都城市吉之元町四五〇二―二他における太陽光発電事業及び鹿児島県鹿屋市串良町細山田字外掘五九六三他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ6号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス6号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーツツジ合同会社

代表社員　ソーラーツツジホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＣＳＫ株式会社（乙、住所東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号）のＩＴインフラサービス事業グループのデータセンター事業本部サービス基盤部におけるシステム運用事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

また、甲は、吸収分割によりネットワンシステムズ株式会社（丙、住所東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー）のセールスエンジニアリング本部　第一カスタマーサクセス部、第二カスタマーサクセス部、および第三カスタマーサクセス部、ならびにカスタマーサービス本部　第二エキスパートオペレーション部　リモート運用第一チーム、およびリモート運用第二チームが提供する「運用サービス（カスタム）」、「運用サービス（シェアード）」および「モニタリングサービス」に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.scsksm.co.jp/top/about/denshikoukoku/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丙）https://www.netone.co.jp/

令和八年八月七日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

ＳＣＳＫシステムマネジメント株式会社

代表取締役社長　大友　秀晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調達ソリューション事業部が営む事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一五八頁（号外第一六〇号）

（乙）https://www.toshiba-hrd.co.jp/company/e-public.htm

令和八年八月七日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二番地三四

（甲）東芝トレーディング株式会社

代表取締役　佐野　治子（鎌田　治子）

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三六番五号

（乙）東芝ビジネスエキスパート株式会社

代表取締役　細井　昌一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙が無担保ローンに係る信用保証事業に関して有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://shizugin-card.shizuokabank.co.jp/public-notice/

（乙）https://shizugin-scg.jp/public-notice/

令和八年八月七日

静岡県静岡市清水区草薙北二番一号

（甲）静銀信用保証株式会社

代表取締役　有海　隆之

静岡県静岡市清水区草薙一丁目一三番一〇号

（乙）静銀カード株式会社

代表取締役　加藤　重樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ロイヤルコスホールディングス（住所東京都港区六本木三丁目一六番一五号）に対して当社の営む分割計画書記載の不動産の保有、管理及び賃貸事業並びにこれに附帯する事業を除く一切の事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十八日

掲載頁　五十六頁（号外第一六八号）

令和八年八月七日

東京都港区六本木三丁目一六番一五号

株式会社ももの木

代表取締役　桃園　正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

山形県山形市小白川町三丁目四番三―三〇三号天神マンション

Ｓｗｉｆｔ　Ｍａｐ合同会社

代表社員　菊池紳太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

茨城県つくば市谷田部四六九〇番地五

ボル・セン・カンパニー合同会社

代表社員　黒滝　悠太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

楽天コンテンツセントラル合同会社

代表社員　楽天グループ株式会社

職務執行者　高橋　宙生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

神奈川県藤沢市南藤沢四番三号

合同会社プレップ湘南

代表社員　後藤　準平

組織変更公告

当組合は、令和八年二月二十日開催の総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、川正自治会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年八月七日

長野県木曽郡木曽町福島四〇〇番地

川正奥生産森林組合

理事　原　良弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり組織変更後の商号は株式会社マキとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

大阪府寝屋川市緑町一二番一三号

合同会社マキ

代表社員　水野　真論

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万四千円減少し、五百九十九万六千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一三五頁（号外第一七三号）

令和八年八月七日

富山市桜谷みどり町一丁目三五番地

株式会社砂子阪工業所

代表取締役　砂子阪和夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一三六頁（号外第一七三号）

令和八年八月七日

大阪市住之江区新北島三丁目二番四五号ナニワビル一〇一

株式会社ヴァンドン

代表取締役　板東　正興

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三十一日

掲載頁　一五三頁（号外第一七三号）

令和八年八月七日

大阪府高槻市大字奈佐原一五〇番地三

大弘建設株式会社

代表取締役　増田　弘之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二六、一三七、二〇七円減少することといたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月七日

東京都千代田区麹町三丁目七番地

サンゴバン・セキュリット・ジャパン株式会社

代表取締役　ウーシャン・ショエイビ

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額の全額について減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月七日

広島県福山市昭和町一番一号

株式会社ＡＣＥ

代表取締役　岡田　祥平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五〇〇万円減少することにいたしました。株主総会の決議は令和八年九月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sites.google.com/shed-tech.com/shedtech

令和八年八月七日

徳島市佐古六番町一二番八―三―一〇二号

グレースコート佐古Ｃ棟

ＳＨＥＤ　Ｔｅｃｈ株式会社

代表取締役　北里　健二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千七百三十四万五千円、資本準備金の額を六億八千九百八十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月四日

掲載頁　二頁

令和八年八月七日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

ＭＫホールディングス株式会社

代表取締役　中島　聖介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月七日

東京都中央区銀座三丁目九番四号

株式会社エキスプレスホールディングス

代表取締役　草賀　則彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月七日

愛知県名古屋市東区葵一丁目二五番一号

Ｋ―ＦＯＯＤＳ株式会社

代表取締役　米吉　健二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月七日

大阪市中央区淡路町二丁目三番五号

株式会社アースクリエイト

代表取締役　梁瀬　泰孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月七日

東京都中央区銀座三丁目九番四号

株式会社エキスプレス社

代表取締役　草賀　則彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月七日

岐阜県美濃加茂市太田本町三丁目二番九号

御代櫻醸造株式会社

代表取締役　渡辺　博栄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月七日

島根県出雲市白枝町一一四七番地

株式会社島根サッシセンター

代表取締役　渡部　肇

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月七日

岡山市中区桜橋一丁目二番四三号

株式会社岡山県食肉センター

代表取締役　松岡　誠

合併につき株券等提出公告

当社は、武蔵工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

全日本プロレス株式会社

代表取締役　福田　剛紀

合併につき株券等提出公告

当社は、武蔵工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

武蔵不動産株式会社

代表取締役　福田　剛紀

合併につき株券等提出公告

当社は、暁電業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、合併効力発生日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

岡山市北区十日市東町六番四九号

入船プラスチック工業株式会社

代表取締役　入船　佳樹

任意清算公告

当社は、令和八年七月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

群馬県高崎市下和田町三丁目一番五号

合資会社ダイレクト

代表社員　佐藤　収一

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　四頁

また、乙の株券を所有する方は、この合併の効力発生日である令和八年九月十一日までに乙にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

（甲）Ｒｏｏｄｈａｌｓｇａｎｓ　１株式会社

代表取締役

ライアン・ロバート・パトリック

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

（乙）株式会社Ｍ＆Ｉ

代表取締役　鬼塚　哲郎

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社Ｅ－ＢＯＮＤホールディングスより株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月十日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

長崎県佐世保市塩浜町一番一八号

株式会社モデル百貨

代表取締役　中島　洋三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百七十二億六千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＴＯＫ１Ｅ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第三十三号）

令和八年八月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八百二十三万五千二百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十七日付官報の号外第九十一号五十頁に掲載されています。

令和八年八月七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＮ特定目的会社

取締役　長尾　誠

正　誤

令和八年七月三十一日目次及び本文において、内閣府告示第八十三号から第八十五号は、内閣府告示第八十四号から第八十六号となった。

ページ	段	行	誤	正
一三	二	終りから八日	令和七年三月十八日	令和八年三月十八日

令和八年四月十四日（号外八十七号）厚生労働省告示第百九十六号（使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一一ページ終りから一九行目「ただし、第三条の規定は、令和八年六月一日から適用する。」を削る。